

財界ノ不況ノ為毎月約五百圓ノ款損セルモ從業員ノ
 失業ヲ考慮シ經營ヲ繼續シ来リタル又一部職工ノ不
 良者カ種々策動セル為寧ク閉鎖スルヲ得策トシ敢行
 セルモノニテ職工側ノ要求事項中(一)閉鎖ノ外ナク
 (二)ハ過大ニシテ考慮ノ余地ナク(四)ハ會社トシテ更
 故ノ場合ハ大部分ハ採用スヘキモ他ニ讓渡スルトキ
 ハ言明スルノ限リニアラス追加要求ハ經營困難ノ事
 情ヨリビテ支給スルコト能ハストモ強クト拒絕セリ

ト警察取締

叙上ノ如ク職工中不穩分子アルヲ以テ相當警戒中ナ
 ルモ目下特記ノ事項ナシ

右及申(通)報後也

勞社第九八六號
 昭和五年四月二日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿
 各廳 府 縣 長 官 殿

(北海道京都市大阪神奈川
 兵庫愛知靜岡福岡)

橋本鑄造所勞働爭議ニ関スル件 (第二報)

要旨 爭議団代表者高橋外三名ハ三月廿九日工場主ヲ訪問最ニ提出セル要求
 ノ回答ヲホメタルニ拒絶セラレタルカ其後交渉ナリ平穩ノ状態ナリ
 標記爭議ニ関シテハ既報ヤルカ其後ノ状況左ノ通ニ有
 之